

豊川市監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年6月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	鈴木 篤 男
同	堀 内 重 佳

【別紙】

定期監査結果に基づく措置通知書

(福祉部保険年金課)

監査実施期間 平成30年12月 7日から

平成31年 1月29日まで

豊川市監査公表第10号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 備品管理において、備品表示票の不貼付及び備品台帳の設置場所欄の未記載などの事例が見受けられたため、豊川市物品管理規則に基づく適正な事務に改善されたい。</p>	<p>1 指摘のありました備品管理については、令和元年5月23日に、豊川市物品管理規則に基づき、対象備品に備品表示票を貼付し、備品台帳の未記載欄につきましては記載をいたしました。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和元年6月21日現在のものである。